

株式会社 国際確認検査センター

確認検査業務規程

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この確認検査業務規程（以下「規程」という。）は、株式会社国際確認検査センター（以下「CIAS」という。）が、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の18から第77条の21までの規定に定める指定確認検査機関として行う確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定に関する業務（以下「確認検査の業務」という。）の実施について、法第77条の27の規定に基づき必要な事項を定める。なお、この規程（第15条第1項及び第20条を除く。）は、CIASが国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の確認検査を行う場合に準用する。

(用語の定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助員 確認検査の補助的な業務を行う職員をいう。
- (2) 確認検査員等 確認検査員及び副確認検査員並びに補助員をいう。
- (3) 役員 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第136条の2の14第1項第2号に規定する役員をいう。
- (4) 親族 配偶者並びに一親等の血族及び姻族をいう。
- (5) 親会社等 法第77条の19第10号に規定する親会社等をいう。
- (6) 特定支配関係 令第136条の2の14に規定する特定支配関係をいう。
- (7) 制限業種 次に掲げる業種のうち建築物又はその敷地に係るもの（国、都道府県及び市町村の建築物又はその敷地並びにこれらの機関から業務実施の要請があった建築物又はその敷地に係るものを除く。）をいう。
 - イ 設計・工事監理業（工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物又はその敷地に関する調査、鑑定業務は除く。）
 - ロ 建設業
 - ハ 不動産業（土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。）
 - ニ 昇降機の製造及び供給業
- (8) 署名等 「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（平成14年法律第151号。以下「デジタル行政推進法」という。）第3条第1項第6号に規定する署名等をいう。
- (9) 電磁的記録 デジタル行政推進法第3条第1項第7号に規定する電磁的記録をいう。
- (10) 電子情報処理組織 CIASの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- (11) 申請等 デジタル行政推進法第3条第8号に規定する申請等をいう。
- (12) 処分通知等 デジタル行政推進法第3条第9号に規定する処分通知等をいう。
- (13) 電子申請 デジタル行政推進法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うに規定する申請等をいう。

- (14) 電子交付 デジタル行政推進法第7条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う処分通知等の交付をいう。

第2章 確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するための方針及び体制

第1節 方針・運営及び権限と責任

(確認検査の業務実施の基本方針)

第3条 CIASは、法、法に基づく命令及び条例、これらに関わる技術的助言、法第18条の3に基づく確認審査等に関する指針（平成19年国土交通省告示第835号。以下、「指針」という。）、その他関係法令並びにこの規程の要件に従うとともに、公共の福祉の増進に資する確認検査の業務の使命に鑑み、確認検査の業務を公正かつ適確に実施するものとする。

2 代表取締役は、毎年度、確認検査の業務が公正かつ適確に行われるようにするため、目標の設定及び見直しのための枠組み、これらを社内で共有する方法等について方針（以下「確認検査業務実施方針」という。）として定め、職員（確認検査員又は副確認検査員並びに非常勤職員を含む。以下同じ。）に周知する。

(確認検査業務管理体制の運営、責任と権限)

第4条 代表取締役は、確認検査の業務の指定区分及び業務区域並びに業務量見込みに応じて、この規程に従って業務が公正かつ適確に行われるために必要な体制を構築するとともに、その実行のために必要な以下の事項について別に定め、職員（非常勤職員を含む。）に周知し、実施させる。

- (1) 確認検査業務管理体制の見直し
- (2) 苦情等事務処理
- (3) 内部監査
- (4) 不適格案件管理
- (5) 再発防止措置
- (6) 秘密の保持

2 代表取締役は、CIASが行う確認検査の業務の品質保証を担当する役員として、確認検査業務管理責任者を任命する。

3 確認検査の業務の実施に係る最高責任者は代表取締役とし、確認検査業務管理責任者が確認検査の業務に係る管理の責任と権限をもつ。

(確認検査業務管理体制の見直し)

第5条 代表取締役は、CIASの確認検査業務管理体制が引き続き適切、妥当で、かつ効果的であることを確実にするために、年1回、次事業年度の開始前までに、定期的に確認検査業務管理体制の見直しを行う。また、CIAS及びCIASの業務をとりまく環境の変化、社会的要請の変化、内部監査の結果、外部からの要求等により必要と判断した場合には、随時、確認検査業務管理体制の見直しを行う。

2 確認検査の業務が公正かつ適確に行われることを確実にするために、確認検査業務管理体制を継続的に改善する。

(確認検査の業務の組織体制)

第6条 代表取締役は、確認検査の業務が公正かつ適確に行なわれることを確実にするため、申請に係る建築物の規模や用途、確認検査の業務に従事する職員の構成に応じた確認検査の組織体制を構築する。

2 確認検査の業務は、他の業務（判定及び建築物の検査等に関する業務を除く。）と独立した部署で行う。

3 確認検査の業務に従事する職員は、その職務の執行にあたって厳正、かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。

4 確認検査業務管理責任者は、確認検査の業務に従事する職員が、前項を満たして業務を行うことを確実にするための措置を講ずるものとする。

第2節 確認検査の業務の手順

(確認検査の業務の方法)

第7条 確認検査の業務が、この規程に従って常に公正かつ適確に行われていることを確実にするため、代表取締役は、確認検査の具体的な手順その他確認検査の業務の実施に必要な全ての事項を含む確認検査業務実施マニュアル（以下「マニュアル」という。）を定め、これに従い確認検査員等に確認検査の業務を実施させる。

2 マニュアルには、建築基準関係規定への適合の確認、検査の具体的な方法及びこれが行われたことがその全過程を通じて追跡、確認できる方法を定める。

3 代表取締役は、マニュアルを最新の状態に維持し、確認検査員等がいつでも利用できるように徹底する。

(建築基準関係規定の改正等に伴う措置)

第7条の2 建築検査業務管理責任者は、建築基準関係規定の改正、国土交通大臣等及び特定行政庁等からの指示・連絡等に係る文書（都市計画の決定及び変更の通知を含む。）を収集・保存するとともに、職員に周知・徹底するものとする。

(判断するための根拠資料及び対応方法)

第7条の3 確認検査員又は副確認検査員は、建築基準関係規定の解釈、都市計画に関する状況等を明確に判断するため、次に掲げるものを根拠資料とし、これに基づき審査するものとする。

(1) 前条の文書

(2) 建築基準関係規定の解釈について特定行政庁が公表している情報又は発行している資料

(3) 都市計画に関する状況等（道路種別含む。）について地方公共団体が公表している情報又は発行している資料

2 確認検査員又は副確認検査員は、前項の根拠資料では建築基準関係規定の解釈、都市計画に関する状況等を明確に判断できない場合は、次に掲げる対応方法により審査するものとする。

(1) 建築基準関係規定の解釈等についての法第77条の3第1項の特定行政庁への照会

(2) 都市計画に関する状況等（道路種別含む）についての地方公共団体への照会

第3節 確認検査の業務に関する書類の管理

(図書及び書類の持出しに係る報告)

第8条 役員及び職員は、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「指定機関省令」という。）第29条第1項に規定する図書及び書類（複写したものを含む。）を執務室等の外に持ち出そうとするときは、これらの図書及び書類の管理者に、持ち出す目的及び持ち出す先を報告するとともに、持ち帰ったときはその旨を管理者に報告するものとする。

(確認検査の業務に関する書類の管理に係る別の定め)

第8条の2 代表取締役は、確認検査の業務に関する書類（確認検査の業務の実施の過程で行われた建築主等との打合せ等に関する書類を含む。第8条の4及び第8条の6において「記録」という。）の管理（保存、閲覧、廃棄等の方法を含む。）について別に定める。

（確認検査の業務に関する書類の保存期間）

第8条の3 法第77条の29第2項に規定する書類（指定機関省令第29条第2項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）は、当該建築物又は工作物に係る法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認済証（計画の変更に係るものを除く。）の交付の日から15年間保存する。

（総括記録管理者の設置）

第8条の4 CIASに、記録等（帳簿及び記録をいう。次条において同じ。）の管理の総括責任者として、総括記録管理者1名を置く。

2 総括記録管理者は、代表取締役をもって充てる。

（記録管理者の設置）

第8条の5 総括記録管理者は、記録等の管理の実施責任者として、記録管理者を指名する。

2 記録管理者は、確認検査の業務を行う事務所にそれぞれ1名を置く。

（記録管理簿の調製）

第8条の6 総括記録管理者は、記録を適切に保存するため、記録管理簿を調製し、記録管理者に記載させる。

2 記録管理簿には、少なくとも以下に掲げる事項を記載する。

(1) 保存場所

(2) 保存期間の満了する日

第4節 要員及び服務

（確認検査員又は副確認検査員の選任）

第9条 代表取締役は、確認検査の業務を実施させるため、確認検査員又は副確認検査員を20名以上選任する。

2 前項の確認検査員又は副確認検査員の数は、前年度の確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定の実績に応じ、指定機関省令第16条の規定により必要とされる人数以上となるように毎年度見直しを行う。

3 前2項の規定にかかわらず、代表取締役は、確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定の申請件数の増加が見込まれる場合にあっては、すみやかに、新たな確認検査員又は副確認検査員（非常勤の確認検査員又は副確認検査員を含む。）を雇用する等の適切な措置を講ずる。

（確認検査員又は副確認検査員の解任）

第10条 代表取締役は、確認検査員又は副確認検査員が次のいずれかに該当する場合は、その確認検査員又は副確認検査員を解任する。

(1) 法第77条の20第5号の規定に適合しなくなったとき。

(2) 法第77条の62の規定により国土交通大臣の建築基準適合判定資格者登録の消除があったとき。

(3) 前号のほか、職務上の業務違反その他確認検査員又は副確認検査員としてふさわしくない行為があったとき。

(4) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

（確認検査員又は副確認検査員の配置）

第11条 確認検査の業務に従事する職員を、第9条の確認検査員又は副確認検査員を含めて20名以上（第14条に規定する本社に8名以上、大阪支店に8名以上、九州支店に2名以上、佐世保支店に2名以上）配置する。

2 本社及び支店（以下「事務所」という。）において、確認検査員又は副確認検査員の休暇その他の事情により、確認検査の業務を実施できない場合にあっては、他の事務所の確

認検査員又は副確認検査員が当該事務所において確認検査の業務を行う。ただし、緊急の場合にあっては、他の事務所で確認検査の業務を行うことができる。

3 代表取締役は、第9条第3項の規定に基づく処置を行った場合には、事務所がそれぞれ見込まれる業務量を適正に処理できるよう、確認検査の業務に従事する職員の配置を見直す。
(確認検査員等の身分証の携帯)

第12条 確認検査員等が、建築物等、建築物等の敷地若しくは建築工事現場等に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

2 前項の身分を示す証明書の様式は、確認検査員については確認検査員証（別記CIAS-第14号様式）、副確認検査員証（別記CIAS-第14-1号様式）、補助員については確認検査補助員証（別記CIAS-第15号様式）とする。

第3章 確認検査の業務の実施方法等

第1節 一般

(確認検査の業務を行う時間及び休日)

第13条 確認検査の業務を行う時間は、休日を除き、午前8時30分から午後5時30分までとする。

2 前項の休日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

3 第1項の確認検査の業務を行う時間及び前項の休日の規定については、緊急を要する場合又は事前にCIASと建築主との間において確認検査の業務を行うための日時の調整が図られている場合は、これらの規定によらないことができる。

(事務所の所在地及びその業務区域)

第14条 本社の所在地は、東京都中央区京橋二丁目8番7号とし、その業務区域は、日本全域とする。

2 大阪支店の所在地は、大阪府大阪市中央区本町四丁目4番25号とし、その業務区域は、日本全域とする。

3 九州支店の所在地は、長崎県長崎市元船町14番10号とし、その業務区域は、日本全域とする。

4 佐世保支店の所在地は、長崎県佐世保市高砂町1番4号とし、その業務区域は、日本全域とする。

5 建築主が希望した場合においてCIASとの協議が整った場合及び緊急の場合においては、当該事務所の業務を他の事務所で行うことができるものとする。

(業務の範囲)

第15条 確認検査の業務を行う範囲は、建築確認等（法第6条の2第1項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認及び法第18条第4項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による審査をいう。）、中間検査（法第7条の4第1項（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。）及び法第18条第32項（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。）の検査をいう。）、完了検査（法第7条の2第1項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）及び法第18条第23項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合

を含む。)の検査をいう。)及び仮使用認定(法第7条の6第1項第2号(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)及び法第18条第38項第2号(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による仮使用の認定をいう。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、CIASは、次の第1号から第4号までに掲げる者が建築主である建築物、第1号から第7号までに掲げる者が第2条第7号イからニまでに掲げる業種に係る業務を行う建築物その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、その確認検査の業務を行わない。

(1) 代表取締役又は確認検査業務管理責任者

(2) 前号に掲げる者が所属する企業、団体等(過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。)

(3) 第1号に掲げる者の親族

(4) 第3号に掲げる者が役員である企業、団体等(過去2年に所属していた企業、団体等を含む。)

(5) 第1号又は第3号に掲げる者が総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。)又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等

(6) CIASの親会社等

(7) CIAS又はCIASの親会社等が特定支配関係(令第136条の2の14第1項第3号に該当する関係を除く。)を有する者

3 CIASは、法77条の20第6号に定める指定構造計算適合性判定機関のほか、次のいずれかに該当する指定構造計算適合性判定機関に対してされた構造計算適合性判定の申請に係る建築物の計画について、確認をしてはならない。

(1) CIASの代表取締役又は担当役員が所属する指定構造計算適合性判定機関(過去2年間に所属していた指定構造計算適合性判定機関を含む。)

(2) CIASの代表取締役又は担当役員の親族が役員である指定構造計算適合性判定機関(過去2年間に役員であった指定構造計算適合性判定機関を含む。)

(3) CIASの代表取締役若しくは担当役員又はこれらの者の親族が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定構造計算適合性判定機関

(4) 指定構造計算適合性判定機関の社長又は担当役員(過去2年間に社長又は担当役員であった者を含む。)がCIASに所属する場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関

(5) 指定構造計算適合性判定機関の社長又は担当役員(過去2年間に社長又は担当役員であった者を含む。)の親族がCIASの役員である場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関

(6) 指定構造計算適合性判定機関の社長若しくは担当役員又はこれらの者の親族がCIASの総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関

(7) CIASが総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定構造計算適合性判定機関

(8) CIASの総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定構造計算適合性判定機関

(9) CIASが特定支配関係を有する指定構造計算適合性判定機関

(10) CIAS の親会社等が特定支配関係（令第136条の2の14第1項第3号に該当する関係を除く。）を有する指定構造計算適合性判定機関

4 第2項及び第3項の場合に該当するかどうかの確認は、確認検査業務管理責任者が第2項及び第3項に掲げる者の一覧を作成し、職員が申請書類等と照合する方法により行う。

5 確認の業務の範囲（法第6条の3第1項ただし書きの規定による審査を行うか否かを含む。）及び第3項の指定構造計算適合性判定機関については、ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により公表を行う。

（確認検査の業務の処理期間）

第16条 CIASは、申請に係る建築物の規模や用途に応じた標準的な確認検査の業務の処理期間を定め、提示する。

第2節 確 認

（確認の申請、受付、引受及び契約）

第17条 建築主は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）第1条の3、第2条の2又は第3条（これらの規定を第3条の3第1項から第3項までにおいて準用する場合を含む。）の規定による申請書に次に掲げる書類を添えて確認の申請を行うものとする。

(1) 次の通知書の写し（該当する場合に限る。）

イ 施行規則第10条の4に規定する許可関係規定による特定行政庁の許可通知書 2通

ロ 施行規則第10条の4の2に規定する認定関係規定並びに法第86条第1項又は第2項及び法第86条の2第1項の規定による特定行政庁の認定通知書 2通

ハ 法第86条の5第2項の規定による特定行政庁の認定取消通知書 2通

(2) 法の規定に基づく条例の規定による地方公共団体の長の許可書及び認定書の写し（該当する場合に限る。） 2通

(3) 地方公共団体が道路・敷地に関し証明書等を発行している場合は当該証明書等 1通

(4) その他CIASが確認において必要があるとした図書及び書類等

2 当該建築物の設計住宅性能評価を行った者又は長期使用構造等の確認を行った者がCIASであり、建築主が同意する場合においては、CIASが保有する当該建築物の設計住宅性能評価書若しくは長期使用構造等確認書又はその写しを施行規則第1条の3に規定する図書に代えることができる。

3 CIASは、第1項の申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。

(1) 申請のあった建築物等がCIASの指定区分に合致する建築物等であること。

(2) 設計者が当該計画の設計資格を有し、かつ建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に違反していないこと。

(3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。

(4) 申請に係る計画の内容に明らかな瑕疵がないこと。

(5) 第15条第2項及び第3項の規定に該当するものでないこと。

4 CIASは、前項の規定において、確認申請関係図書に不備を認めたときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、確認申請関係図書を建築主に返却する。

5 第3項により申請を引き受けた場合には、CIASは、建築主に引受承諾書（別記CIAS-第1号様式）を交付する。この場合、建築主とCIASは別に定める「株式会社 国際確認検査センター確認検査業務約款」（以下「業務約款」という。）に基づき契約を締結したものとする。

6 建築主が、正当な理由なく、引受承諾書に定める額の手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、CIASは第3項の引受を取り消すことができる。

7 CIASは、前6項の規定に関わらず、確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に確認を実施することが困難な場合に

は、確認業務を引き受けない。

(業務約款に盛り込むべき事項)

第18条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 建築主は、CIASの請求があるときは、CIASの確認業務の遂行に必要な範囲内において、申請に係る計画に関する情報を遅滞なくかつ正確にCIASに提供しなければならない旨の規定
- (2) 建築主は、申請に係る計画に関しCIASがなした建築基準関係規定への適合性の疑義等に対し、追加検討書の提出その他の必要な措置をとらなければならない旨の規定
- (3) CIASは、CIASの責めに帰することができない事由により、業務期日までに確認済証を交付できない場合には、建築主に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる旨の規定

(確認の実施)

第19条 CIASは、確認申請を引き受けたときは、申請に係る計画が建築基準関係規定に適合しているかどうかの審査を確認検査員又は副確認検査員に実施させる。

2 確認検査員又は副確認検査員は、次の第1号から第4号までに掲げる者が建築主である建築物、第1号から第5号までに掲げる者が第2条第7号イからニまでに掲げる業種に係る業務を行う建築物又は判定を行う建築物その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、確認の業務を行わない。

- (1) 当該確認検査員又は副確認検査員
- (2) 第1号に掲げる者が所属する企業、団体等（過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。）
- (3) 当該確認検査員又は副確認検査員の親族
- (4) 第3号に掲げる者が役員である企業、団体等（過去2年間に役員であった企業、団体等を含む。）
- (5) 第1号又は第3号に掲げる者が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等

3 確認検査員又は副確認検査員は、指針及びマニュアルに基づき、確認申請関係図書をもって、第1項の審査を行う。この場合、必要に応じ、建築主等に説明等を求めることとする。

4 CIASは、法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに施行規則第3条の12に規定する図書及び書類（以下「適合判定通知書等」という。）の提出を受ける前においては、次に定めるところによることとする。

- (1) 都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関（以下「都道府県知事等」という。）から施行規則第3条の8（施行規則第3条の10において準用する場合を含む。次項第1号において同じ。）の規定により留意すべき事項が通知された場合にあっては、当該事項の内容を確かめ、これに留意して審査し、及び当該通知をした都道府県知事等に対して、当該事項に対する回答を行う。
- (2) 申請に係る建築物の計画について都道府県知事等が指針別表（に）欄に掲げる判定すべき事項の審査を行うに当たって留意すべき事項があると認めるときは、施行規則第1条の4（施行規則第3条の3第1項において準用する場合を含む。）の規定により当該計画について判定の申請を受けた都道府県知事等に対して、当該事項の内容を通知する。

5 CIASは、適合判定通知書等の提出を受けた後においては、次に定めるところによること

とする。

- (1) 都道府県知事等から施行規則第3条の8の規定により留意すべき事項が通知された場合にあっては、当該事項の内容を確かめ、これに留意して審査する。
- (2) 申請に係る建築物の確認審査の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、適合判定通知書を交付した都道府県知事等に照会をする。

6 CIASは、建築主から当該建築物の建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適判」という。）の結果を記載した適合判定通知書（以下「省エネ適判通知書」という。）又はその写し、及び当該省エネ適判を受けた計画書の副本又はその写しの提出を受けるに当たり、当該省エネ適判を行った者がCIASであり、建築主が同意する場合においては、CIASが保有する当該建築物の省エネ適判通知書又はその写し、及び省エネ適判を受けた計画書の副本又はその写しをもって代えることができる。

7 補助員は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査等の補助的な業務のみを行い、確認を行わない。

（消防長等の同意等）

第20条 CIASは、法第93条第1項の規定に基づき、消防長等の同意を求める場合には、別記CIAS-第3-1号様式に、建築主から提出された書類及び図書を添えて行う。

2 CIASは、法第93条第4項の規定に基づき、法第6条の2第1項（法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請を受けて、消防長等に対して通知を行う場合には、確認申請の引受後、遅滞なく別記CIAS-第3-2様式に、建築計画概要書（施行規則別記第3号様式）を添えて行う。

3 CIASは、法第93条第4項の規定に基づき、法第18条第4項（法第87条第1項又は法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けて、消防長等に対して通知を行う場合には、通知の引受後、遅滞なく別記CIAS-第3-3様式に、建築主から提出された図書及び書類を添えて行う。

4 前3項の規定によらない場合には、CIASは事前に消防長等と協議し、合意を得られた方法にて行う。

（保健所長への通知）

第21条 CIASは、法第93条第5項の規定に基づき、保健所長に通知を行う場合には、確認申請の引き受け後、遅滞なく法第31条第2項に規定する尿尿浄化槽については別記CIAS-第4-1号様式、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物については別記CIAS-第4-2号様式により行う。

2 前項の規定によらない場合には、CIASは事前に保健所長と協議し、合意を得られた方法にて行う。

（確認済証の交付等）

第22条 CIASは、第19条による審査の結果、申請に係る計画が、建築基準関係規定に適合することを確認したときにあっては確認済証（施行規則別記第15号様式）を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたときにあっては適合しない旨の通知書（施行規則別記第15号の2様式）を、建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できないとき（第19条第4項および第5項における都道府県知事等からの適切な回答がない場合を含む。）にあっては適合するかどうか決定することができない旨の通知書（施行規則別記第15号の3様式）を、建築主に対してそれぞれ交付する。

2 前項に規定する確認済証又は適合しない旨の通知書の交付は、確認申請関係図書のうち確認に要したもの1部を添えて行う。

3 CIASは、第1項の規定により確認済証又は通知書を建築主に交付したときは、特定行政庁に施行規則別記第16号様式による建築審査報告書をその交付の日から7日以内に提出する。

(確認の申請の取下げ)

第23条 建築主は、建築主の都合により確認済証の交付前に確認の申請を取下げ場合は、その旨及び理由を記載した取下げ届（別記CIAS-第5号様式）をCIASに提出する。

2 CIASは、前項の申請があったときは、審査を中止し、提出された確認申請関係図書を建築主に返却する。

(確認を受けた計画の変更の申請)

第24条 確認済証の交付後に、当該確認を受けた建築物等の計画が変更（施行規則第3条の2に規定する軽微な変更を除く。）され、CIASに当該変更計画の確認の申請がなされた場合の確認の業務の実施方法は、第17条から前条までの規定を準用する。

(軽微な変更)

第24条の2 確認済証の交付後の建築物等の計画の変更が施行規則第3条の2に規定する軽微な変更となる場合は、建築主は、別記CIAS-第7号様式による軽微変更報告書に当該変更に係る部分の図書及び書類を添えて報告するものとする。

2 前項の軽微な変更の報告がなされている場合において、その後の中間検査又は完了検査の申請をする際には、施行規則別記第26号様式による中間検査申請書又は施行規則別記第19号様式による完了審査申請書に当該軽微な変更事項を記載し、これらに添える軽微な変更説明書は、当該報告をした旨を別紙に記載することで代えることができるものとする。

(建築主等の変更等)

第24条の3 建築主は、直前の確認又は中間検査をCIASから受けた建築物等で、その工事完了前に建築主を変更する場合は、別記CIAS-第8号様式による建築主等変更届を速やかにCIASに提出するものとする。

2 建築主は、直前の確認をCIASから受けた建築物等で、第22条第1項の規定により確認済証の交付を受けた際に工事監理者を定めていない場合又は確認済証の交付若しくは中間検査合格証を受けた後、完了検査申請の日までに工事監理者を変更した場合は、別記CIAS-第9号様式による工事監理者届に建築士の免許証の写しを添えてCIASに提出するものとする。

3 建築主は、直前の確認をCIASから受けた建築物等で確認済証の交付を受けた際に工事施工者を定めていない場合又は確認済証の交付又は中間検査合格証を受けた後に工事施工者を変更した場合は、別記CIAS-第10号様式による工事施工者届をCIASに提出するものとする。

4 建築主は、直前の確認をCIASから受けた建築物等の工事を取り止めたときは、別記CIAS-第11号様式による工事取止め届を速やかにCIASに提出するものとする。

5 前4項の規定にかかわらず、特定行政庁が条例等で別の定めをしている場合には、当該別の定めによるものとする。

6 CIASは、第1項から第4項までの届出を受理した場合は、速やかに、別記CIAS-第12号様式による「各種届出等の報告について」に当該届出の写しを添えて、特定行政庁に報告するものとする。

(確認の記録)

第25条 確認検査員等は、申請のあった建築物等の計画の建築基準関係規定ごとの適否、確認業務の実施にあたり行った指示、指摘及びこれらに対する建築主等の回答、措置等を遅滞なく記録する。

第3節 中間検査

(中間検査の申請の引受及び契約)

第26条 建築主は、施行規則別記第26号様式による中間検査申請書に次に掲げる図書及び書類を添えて中間検査の申請を行うものとする。

(1) 申請に係る工事中の建築物等の計画に係る確認に要した図書及び書類並びに直前の確認済証の写し

(2) 当該工事中の建築物等が中間検査合格証の交付を受けている場合は、当該合格証の写

し

- (3) 法第7条の5の適用を受けようとする場合にあっては屋根の小屋組の工事終了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋（鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る。）の工事終了時その他特定行政庁が必要と認めて指定する工程の終了時における当該建築物に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真（既に中間検査を受けている建築物にあっては直前の中間検査後に行われた工事に係るものに限る。）
 - (4) 直前の確認又は中間検査を受けた日以降において申請に係る計画について施行規則第3条の2に該当する軽微な変更が生じた場合にあっては、当該変更の内容を記載した書類
 - (5) その他特定行政庁が工事監理の状況を把握するため特に必要があると認めて規則で定める書類
 - (6) 代理者によって検査の申請を行う場合にあっては、委任状
 - (7) その他CIASが中間検査において必要があるとした図書及び書類等
- 2 当該工事中の建築物等の計画に係る確認を行った者がCIASである場合においては、建築主は、前項第1号に規定する図書及び書類並びに直前の確認済証の写しの提出を要しない。
- 3 当該工事中の建築物等の中間検査合格証の交付を行った者がCIASである場合においては、建築主は、第1項第2号に規定する書類の提出を要しない。
- 4 CIASは、第1項の申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。
- (1) 申請のあった工事中の建築物等がCIASの指定区分に合致する建築物等であること。
 - (2) 工事監理者が当該工事中の建築物等の工事監理資格を有し、かつ建築士法の規定に違反していないこと。
 - (3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
 - (4) 第15条第2項の規定に該当するものでないこと。
- 5 CIASは、前項の規定において、中間検査申請関係図書に不備を認めたときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、中間検査申請関係図書を建築主に返却する。
- 6 第4項により申請を引き受けた場合には、CIASは、建築主に中間検査引受証（施行規則別記第29号様式）を交付する。この場合、建築主とCIASは別に定める業務約款に基づき契約を締結したものであるとする。
- 7 建築主が、正当な理由なく、引受承諾書に定める額の手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、CIASは第4項の引受を取り消すことができる。
- 8 CIASは、前7項の規定に関わらず、確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に中間検査を実施することが困難な場合には、中間検査の業務を引き受けない。

（業務約款に盛り込むべき事項）

第27条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 建築主は、CIASが中間検査業務を行う際に、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない旨の規定
- (2) 建築主は、CIASの請求があるときは、CIASの中間検査業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る工事中の建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確にCIASに提供しなければならない旨の規定

（中間検査の実施）

第28条 CIASは、中間検査を引き受けたときは、検査の対象となる工事が終了した日から4日以内のあらかじめ定めた中間検査予定日（CIAS又は建築主の都合により、中間検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日）に、申請に係る工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を確認検査員又は副確認検査員に実施させる。

2 確認検査員又は副確認検査員は、第19条第2項第1号から第4号までに掲げる者が建築主である建築物、同項第1号から第5号までに掲げる者が第2条第7号イからニまでに掲げる業種に係る業務を行う建築物又は判定を行う建築物その他確認検査の業務の公正な実

施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、中間検査の業務を行わない。

3 確認検査員又は副確認検査員は、指針及びマニュアルに基づき、実地にて目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により、第1項の検査を行う。この場合、必要に応じ、建築主等に説明等を求める。

4 補助員は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、単独で中間検査を行わない。

（中間検査の結果）

第29条 CIASは、建築主に対し、前条の検査の結果、特定工程に係る工事中の建築物等が、建築基準関係規定に適合することを認めたときにあっては中間検査合格証（施行規則別記第31号様式）を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたときにあっては中間検査合格証を交付できない旨の通知書（施行規則別記第30号の2様式）をそれぞれ交付する。

2 第1項に規定する中間検査合格証又は中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付は、第26条第1項に規定する書類のうち提出があったものの1部を添えて行う。

3 CIASは、第1項の規定により中間検査合格証又は通知書を建築主に交付したときは、特定行政庁に施行規則別記第32号様式による中間検査報告書をその交付の日から7日以内に提出する。

（中間検査の申請の取下げ）

第30条 建築主は、建築主の都合により、中間検査合格証又は中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付前に中間検査の申請を取下げの場合は、その旨及び理由を記載した取下げ届（別記CIAS-第5号様式）をCIASに提出する。

2 CIASは、前項の届出があったときは、中間検査を中止し、提出された中間検査関係図書を建築主に返却する。

3 CIASは、法第7条の4第2項の規定により建築主事に通知した後に第1項の届出を受理した場合は、速やかに、別記CIAS-第12号様式の「各種届出等の報告について」によりその旨を建築主事に報告する。

（中間検査の記録）

第31条 確認検査員等は、当該工事中の建築物等の中間検査における建築基準関係規定ごとの適否、中間検査業務の実施にあたり行った指示、指摘、これらに対する建築主等の回答、措置等を記録するものとする。

第4節 完了検査

（完了検査の申請の引受及び契約）

第32条 建築主は、施行規則別記第19号様式による完了検査申請書に次に掲げる図書及び書類を添えて完了検査の申請を行うものとする。

(1) 申請に係る建築物等の計画に係る直前の確認済証の写し

(2) 当該建築物等が中間検査合格証の交付を受けている場合は、当該合格証の写し

(3) その他CIASが完了検査において必要があるとした図書及び書類等

2 当該建築物等の計画に係る確認を行った者がCIASである場合においては、建築主は、前項第1号に規定する図書及び書類並びに直前の確認済証の写しの提出を要しない。

3 当該建築物等の中間検査合格証の交付を行った者がCIASである場合においては、建築主は、第1項第2号に規定する書類の提出を要しない。

4 当該建築物の省エネ適判を行った者、設計住宅性能評価を行った者、建設住宅性能評価を行った者又は長期使用構造等の確認を行った者がCIASであり、建築主が同意する場合においては、CIASが保有する当該建築物の省エネ適判定通知書、設計住宅性能評価書に係る検査報告書、建設住宅性能評価に係る検査報告書若しくは長期使用構造等確認書又はその写し、及び省エネ適判、設計住宅性能評価又は長期使用構造等の確認をに要した図書及び

書類を施行規則第 4 条に規定する図書及び書類に代えることができる。

5 CIASは、第1項の申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。

- (1) 当該建築物等がCIASの指定区分に合致する建築物等であること。
- (2) 工事監理者が当該建築物等の工事監理資格を有し、かつ建築士法の規定に違反していないこと。
- (3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
- (4) 第15条第2項の規定に該当するものでないこと。

6 CIASは、前項の規定において、完了検査申請関係図書に不備を認めたときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、完了検査申請関係図書を建築主に返却する。

7 第5項により申請を引き受けた場合には、CIASは、建築主に完了検査引受証（施行規則別記第22号様式）を交付する。この場合、建築主とCIASは別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとす。

8 建築主が、正当な理由なく、完了検査引受証に定める額の手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、CIASは第5項の引受を取り消すことができる。

9 CIASは、前8項の規定に関わらず、確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に完了検査を実施することが困難な場合には、完了検査の業務を引き受けない。

（業務約款に盛り込むべき事項）

第33条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 建築主は、CIASが完了検査業務を行う際に、当該建築物等、建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない旨の規定
- (2) 建築主は、CIASの請求があるときは、CIASの完了検査業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確にCIASに提供しなければならない旨の規定

（完了検査の実施）

第34条 CIASは、完了検査を引き受けたときは、工事が完了した日又は完了検査の引受を行った日のいずれか遅い日から7日以内のあらかじめ定めた完了検査予定日（CIAS又は建築主の都合により、完了検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日）に、当該申請に係る建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を確認検査員又は副確認検査員に実施させる。

2 確認検査員又は副確認検査員は、第19条第2項第1号から第4号までに掲げる者が建築主である建築物、同項第1号から第5号までに掲げる者が第2条第7号イからニまでに掲げる業種に係る業務を行う建築物又は判定を行う建築物その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、完了検査の業務を行わないものとする。

3 確認検査員又は副確認検査員は、指針及びマニュアルに基づき、実地にて目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により、第1項の検査を行う。この場合、必要に応じ、建築主等に説明、作動試験の実施等を求めることとする。

4 補助員は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、単独で完了検査を行わない。

（完了検査の結果）

第35条 CIASは、建築主に対し、前条の検査の結果、申請に係る建築物等が、建築基準関係規定に適合することを認めたときにあっては検査済証（施行規則別記第24号様式）を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたときにあっては検査済証を交付できない旨の通知書（施行規則別記第23号の2様式）をそれぞれ交付する。

2 第1項に規定する検査済証又は検査済証を交付できない旨の通知書の交付は、第32条第1項に規定する書類のうち提出があったものの1部を添えて行う。

3 CIASは、第1項の規定により検査済証又は通知書を建築主に交付したときは、特定行政

序に施行規則別記第25号様式による完了検査報告書をその交付の日から7日以内に提出する。

(完了検査の申請の取下げ)

第36条 建築主は、建築主の都合により、検査済証又は検査済証を交付できない旨の通知書の交付前に完了検査の申請を取下げの場合は、その旨及び理由を記載した取下げ届（別記CIAS-第5号様式）をCIASに提出する。

2 CIASは、前項の届出があったときは、完了検査を中止し、提出された中間検査関係図書を建築主に返却する。

3 CIASは、法第7条の2第3項の規定により建築主事に通知した後に前項の届出を受理した場合は、速やかに、CIAS-第12号様式の「各種届出等の報告について」によりその旨を建築主事に通知する。

(完了検査の記録)

第37条 確認検査員等は、申請のあった建築物等の完了検査における建築基準関係規定ごとの適否、完了検査業務の実施にあたり行った指示、指摘、これらに対する建築主等の回答、措置等を記録するものとする。

第5節 仮使用認定

(仮使用認定申請)

(仮使用認定申請の引受及び契約)

第38条 建築主は、施行規則別記第34号様式による仮使用認定申請書に、次に掲げる図書及び書類を添えて仮使用の認定の申請を行うものとする。

- (1) 申請に係る建築物等の計画に係る確認に要した図書及び書類並びに直前の確認済証の写し
 - (2) 施行規則第4条の16第1項の表（い）項及び（は）項に掲げる図書その他の仮使用の認定をするために必要な図書及び書類として平成27年国土交通省告示第247号（以下「基準告示」という。）第2に規定する図書及び書類
 - (3) 令第147条の2に規定する建築物に係る仮使用をする場合は、（は）項に掲げる図書に代えて施行規則第11条の2第1項の表に掲げる工事計画書及び安全計画書
 - (4) 当該工事中の建築物等が中間検査合格証の交付を受けている場合は、当該合格証の写し
 - (5) その他CIASが仮使用認定において必要があるとした図書及び書類等
- 2 当該建築物等の計画に係る確認を行った者がCIASである場合においては、建築主は、CIASが当該図書及び書類を有していないことその他の理由により提出を求める場合を除き、前項第1号に規定する図書及び書類並びに直前の確認済証の写しの提出を要しない。
- 3 当該工事中の建築物等の中間検査合格証の交付を行った者がCIASである場合においては、建築主は第1項第4号に規定する書類の提出を要しない。
- 4 CIASは、第1項の申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。
- (1) 申請のあった建築物等が対象建築物等であること。
 - (2) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
 - (3) 第15条第2項の規定に該当するものでないこと。

5 CIAS は、前項の規定において、仮使用認定申請関係図書に不備を認めたときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、仮使用認定申請関係図書を建築主に返却する。

6 第4項により申請を引き受けた場合には、CIAS は、建築主に引受承諾書（別記 CIAS-第1号-2様式）を交付する。この場合、建築主と CIAS は別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとする。

7 建築主が、正当な理由なく、引受承諾書に定める額の手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、CIAS は第4項の引受けを取り消すことができる。

8 CIAS は、前7項の規定に関わらず、確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に仮使用認定を実施することが困難な場合には、仮使用認定の業務を引き受けない。

（業務約款に盛り込むべき事項）

第39条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 建築主は、CIAS が仮使用認定業務を行う際に、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない旨の規定
- (2) 建築主は、CIAS の請求があるときは、CIAS の仮使用認定業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確に CIAS に提供しなければならない旨の規定

（仮使用認定の実施）

第40条 CIAS は、仮使用認定の申請を引き受けたのち速やかに、申請に係る計画が建築基準法第7条の6第1項第2号の国土交通 大臣が定める基準等を定める件（平成27年国土交通省告示第247号。以下「基準告示」という。）第1に定める基準に適合しているかどうかの審査を確認検査員又は副確認検査員に実施させるとともに、あらかじめ定めた仮使用認定の検査予定日（CIAS 又は建築主の都合により、仮使用認定の検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日）に、当該申請に係る建築物等が基準告示第1に定める基準に適合するかどうかの検査を確認検査員又は副確認検査員に実施させる。

2 確認検査員又は副確認検査員は、第19条第2項第1号から第4号までに掲げる者が建築主である建築物、同項第1号から第5号までに掲げる者が第2条第7号イからニまでに掲げる業種に係る業務を行う建築物又は判定を行う建築物その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物等について、仮使用認定の業務を行わない。

3 確認検査員又は副確認検査員は、指針、手順書及び確認・検査マニュアルに基づき、仮使用認定申請関係図書及び必要に応じて求める建築主等の説明等をもって第1項の審査を行い、実地にて目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により第1項の検査を行う。

4 補助員は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査又は検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、仮使用認定を行わない。

(消防長等への照会)

第 41 条 CIAS は、前条第 1 項の審査又は検査の際、基準告示第 1 に定める基準のうち消防法第 9 条、第 9 条の 2、第 15 条及び第 17 条に適合するかどうかを消防長等に照会する場合には、照会先の定めた事務処理方法等により行う。

2 前項の規定によらない場合には、CIAS は事前に消防長等と協議し、合意を得られた方法にて行う。

(仮使用認定の結果)

第 42 条 CIAS は、建築主に対し、第 40 条の検査の結果、申請に係る建築物等が、基準告示第 1 に定める基準に適合することを認めたときにあっては施行規則別記第 35 号の 3 様式による仮使用認定通知書を、基準告示第 1 に定める基準に適合しないと認めるときにあっては基準告示第 1 に定める基準に適合しないと認める旨の通知書 (CIAS-第 16 号様式) を、それぞれ交付する。

2 前項に規定する仮使用認定通知書又は基準告示第 1 に定める基準に適合しないと認める旨の通知書の交付は、第 38 条第 1 項に規定する書類のうち提出があったもの 1 部を添えて行う。

(特定行政庁への仮使用認定報告書の提出)

第 43 条 CIAS は、法第 7 条の 6 第 3 項の規定に基づき、特定行政庁に仮使用認定報告書を提出する場合には、施行規則別記第 35 号の 4 様式により行う。

(仮使用認定の申請の取り下げ)

第 44 条 建築主は、建築主の都合により、仮使用認定通知書又は基準告示第 1 に定める基準に適合しないと認める旨の通知書の交付前に仮使用認定通知書の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取り下げ届 (別記 CIAS-第 5 号様式) を CIAS に提出する

2 CIAS は、前項の届出があったときは、仮使用認定を中止し、提出された仮使用認定申請関係図書を建築主に返却する。

(仮使用認定の記録)

第 45 条 確認検査員等は、申請のあった建築物等の仮使用認定における基準告示第 1 に定める基準ごとの適否、仮使用認定業務の実施にあたり行った指示、指摘、これらに対する建築主等の回答、措置等を遅滞なく記録するものとする。

第 4 章 確認検査手数料等

(確認検査手数料等の設定)

第 46 条 CIAS は、確認検査の業務の実施に係る手数料を確認検査手数料規程に定める。

2 手数料の増額又は減額を行う場合には改定後の額とその理由、及び適用時期について事前にウェブサイトへの掲載その他適切な方法により公表を行う。

(確認検査手数料の収納等)

第47条 建築主は、確認検査手数料を、CIASの指定する銀行等に振り込み等により納入する。ただし、緊急を要する場合には別の収納方法によることができる。

2 前項の振り込み等に要する費用は建築主の負担とする。

3 CIASは、類似する建築物の確認、中間検査及び完了検査等確認検査の業務が効率的に実施できる場合にあっては、実費等の状況を勘案して確認検査手数料を減額することができるものとする。

(確認検査手数料の返還)

第48条 収納した確認検査手数料は返還しない。ただし、CIASの責に帰すべき事由により確認検査が実施できなかった場合には、建築主に返還する。

第5章 確認検査の業務の監視、改善方法

(苦情等の事務処理)

第49条 CIASは、確認検査の業務について当該業務の依頼者又は当該業務の他の当事者から受けた業務に関する苦情に適切に対処する。

2 CIASは、法第94条第1項に規定する審査請求又は損害賠償請求が行われた場合において、これに適切に対処する。

3 前2項の苦情、審査請求、損害賠償請求及びこれらに対してCIASがとった処置は、遅滞なく記録するものとする。

(内部監査)

第50条 代表取締役は、確認検査業務管理責任者以外の役員から監査員を任命し、適正な確認検査業務管理体制が維持されているかどうかを検証するため、原則として年1回、監査員に内部監査を実施させる。

2 内部監査においては次に掲げる事項を審査する。

(1) 法、法に基づく命令及び条例、これらに関わる技術的助言、指針、その他関係法令への適合状況

(2) この規程への適合状況

(3) 第3条第2項に規定する確認検査業務実施方針への適合状況

(4) 確認検査業務管理体制の状況

(5) この規程の内容の見直しの必要性

3 監査された業務領域の責任者は、発見された不具合及びその原因を排除するために処置を講ずる。監査員はとられた処置の検証及び検証結果について確認検査業務管理責任者に報告するものとする。

(不適格案件の管理)

第51条 CIASは、不適格案件（建築基準関係規定に適合しない又は適合するかどうかを決定できない案件について、誤って確認済証、中間検査合格証、検査済証又は仮使用認定通知書を交付したものをいい、法第6条の2第6項又は法第7条の6第4項に規定する通知を受けた案件を含む。以下同じ。）が発生した場合について適切な処置を確実に実施する。

2 CIASは、確認済証、中間検査合格証、検査済証又は仮使用認定通知書を交付したあとに不適格案件であることが確認されたときは、速やかに建築主、国土交通大臣等及び特定行政庁にその旨を報告するとともに、特定行政庁の指示のもと適切な措置をとる。

3 確認検査業務管理責任者は、不適格案件について案件の概要、不適格の内容、とられた措置の内容等に関して記録する。

(再発防止措置)

第52条 建築検査業務管理責任者は、不適格案件の発生その他により確認検査業務管理体制に不適切な内容が発見されたときには、不適格案件の再発防止等のため、不適格案件発生の原因を除去するための処置(以下「再発防止措置」という。)をとる。再発防止措置は発

見された不適格案件の影響に見合ったものとする。

2 確認検査業務管理責任者は、再発防止措置に関する以下の事項を行う。

- (1) 不適格案件の内容確認
- (2) 不適格案件発生の原因の特定
- (3) 不適格案件が再発しないことを確実にするための処置の必要性の評価
- (4) 必要な措置の決定及び実施
- (5) 実施した措置の結果の記録
- (6) 是正措置において実施した活動の評価

(監視委員会)

第53条 CIASは、次の各号に掲げる者で委員を構成する監視委員会を設置するものとする。

- (1) 弁護士会の推薦する者
- (2) 消費者団体の推薦する者
- (3) 建築物の計画及び意匠に関する学識者
- (4) 建築物の構造に関する学識者
- (5) 建築設備に関する学識者
- (6) CIAS の監査役

2 監視委員会は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 確認検査業務規程の審議
- (2) CIAS から提出された取締役会の議事録の確認
- (3) CIAS が行った確認検査の業務に関する技術的検査を行わせる第三者の指名
- (4) 前号の規定による指名を受けた者が行った技術的検査の結果の確認
- (5) 係争事件に係る監査
- (6) その他確認検査の業務の公正かつ適確な実施のために必要な監査等

3 前項第3号の規定により監視委員会が指名した者は、CIAS が行った確認検査の業務に関する技術的検査を行い、その結果を CIAS に報告するものとする。

4 監視委員会は、毎年一回以上第2項各号に掲げる業務を行い、当該業務の終了後30日以内に指定確認検査機関の指定をした者に報告しなければならないものとする。

5 CIASは、前項の規定による報告において指定確認検査機関の指定をした者より改善の指摘を受けたときは、当該指摘事項の改善のために必要な措置を講じるものとする。

第6章 電子申請等の実施に関し必要な事項

(電子申請)

第54条 建築主は、次に掲げる申請については、あらかじめCIASと協議したうえでCIASが指定する方法で、電子申請にて行うことができる。

- (1) 第17条第1項の確認の申請
- (2) 第26条第1項の中間検査の申請
- (3) 第32条第1項の完了検査の申請
- (4) 第38条第1項の仮使用認定の申請

2 前項第1号の規定により電子申請が行われた場合において、第20条第1項の消防長等の同意を求める場合又は第20条第3項の消防長等に対して通知を行う場合は、CIASは、建築主から提出された電磁的記録を紙面に印刷し、これを添えて行う。ただし、あらかじめCIASと消防長等が協議したうえで、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる場合には、この限りでない。

3 第1項第1号の規定により電子申請が行われた場合において、CIASは、第20条第2項の消

防長等に対して通知を行う場合又は第41条第1項の消防長等に対して照会を行う場合は、あらかじめ消防長等と協議したうえで、第21条第1項の保健所長に対して通知を行う場合は、保健所長と協議したうえで、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

4 第1項の規定により行われた同項第1号から第4号の電子申請に対して、それぞれ第17条第3項、第26条第5項、第32条第6項及び第38条第5項の規定により引き受けできない場合において、CIASは、建築主から提出された電磁的記録についてはこれを消去することにより、返却に代えることができる。

5 第1項の規定により行われた同項第1号から第4号の電子申請に対して、それぞれ第23条第1項、第30条第1項、第36条第1項及び第44条第1項の取下げ届を提出する場合は、建築主は、あらかじめCIASと協議したうえでCIASの指定する方法で、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。この場合において、CIASは、建築主から提出された電磁的記録についてはこれを消去することにより、それぞれ第23条第2項、第30条第2項、第36条第2項及び第44条第2項に規定する返却に代えることができる。

6 法令の規定により署名等を行うことが規定されているものを第1項、第2項、第3項及び第5項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う当該署名等並びに前項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う当該署名等については、申請 データに申請者の氏名又は名称を記録する措置により代えることができる。

7 電子情報処理組織による申請があった場合、申請に係る電磁的記録がCIASの使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録がされた時にCIASに到達したものとみなす。

8 申請に係る電磁的記録がCIASの使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録ができる時間は、24時間365日とする。ただし、CIASの使用に係る電子計算機が保守等により記録ができない時間を除く。

9 電子情報処理組織により申請が行われた場合においては、当該電磁的記録の提出をもって、書面で申請する場合に必要なとする部数の提出があったものとみなす。

10 電子申請を実施する場合には、第17条、第26条、第32条又は第38条の業務約款に少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

(1) 電子申請に係る電磁的記録が到達した時間に応じた確認検査の業務の開始に関する規定

(2) 電子申請に係る業務を行う事務所に係る規定

(電子交付等)

第54条の2 CIASは、次の各号に掲げるいずれかの方式により建築主が電子交付を受ける旨の表示をする場合に、法令の規定に基づき交付する処分通知等について、あらかじめ建築主と協議した上でCIASが指定する方法で、電子交付を行うことができる。

(1) 処分通知等を受けるための識別番号及び暗証番号の入力等による電子情報処理組織への接続

(2) 建築主がCIASに対して、電子交付を受けることを希望する旨を電子情報処理組織を使用する方法又は書面により通知すること

2 法令の規定により署名等を行うことが規定されているものについて電子交付を行う場合には、当該署名等については、処分通知等のデータに処分番号、処分日、処分者の氏名又は名称等を記録する措置により代えることができる。

3 CIASは、法令の規定によらない書面等の交付について、あらかじめ建築主と協議した上でCIASが指定する方法で、電子情報処理組織にて行うことができる。

(電子申請に係る電磁的記録の保存)

第54条の3 CIASは、第53条第1項第1号から第4号により申請された電磁的記録を第8条の3に基づき保存する場合においては、当該電磁的記録がそれぞれ第22条第1項による確認済証、第29条第1項の中間検査合格証、第35条第1項による検査済証及び第42条第1項による仮使用認定通知書を交付した日と同じ状態にあることを第8条の3に定める保存期間内を通じて確認することができる状態で保存するものとし、滅失を防止する対策を講じなければならない。

(電子情報処理組織による業務の実施)

第55条 CIASは、電子情報処理組織による業務の実施方法等に係る措置について別に定める。

（確認検査の業務に関する電磁的記録の管理に係る別の定め）

第56条 CIASは、第54条第1項による電子申請を行わせる場合、第8条の2に規定する定めとともに、確認検査の業務に関する電磁的記録の管理について別に定めるものとする。

（電子情報管理者の設置）

第57条 CIASは、電子情報処理組織にて業務を行う場合、電子情報の保護管理の責任者として、電子情報管理者1名を置く。

（情報セキュリティ責任者の設置）

第58条 CIASは、電子情報処理組織にて業務を行う場合、情報セキュリティ対策の責任者として、情報セキュリティ責任者1名を置く。

（情報セキュリティ管理者の設置）

第59条 CIASは電子情報処理組織にて業務を行う場合、情報セキュリティの確保の責任者として、情報セキュリティ管理者を1名置く。

第7章 その他確認検査の業務の実施に関し必要な事項

（書類の備え置き及び閲覧）

第60条 CIASは、法第77条の29の2の規定に基づく書類の閲覧の求めに適切に対応するため、必要な設備及び体制を整備する。

2 閲覧させる書類は、法第77条の29の2各号に掲げるものとする。

3 代表取締役は、前2項に定めるもののほか、第1項の閲覧に関する事項を別に定め、確認検査の業務を行う事務所における備付け、メール等での提供その他の適当な方法により公開する。

（事前相談）

第61条 CIASに確認、中間検査及び完了検査を申請しようとする建築主は、申請に先立ち、CIASに事前に相談することができる。

（電子情報処理組織に係る情報の保護）

第62条 CIASは、電子申請の受付、電子交付等、電磁的記録の保存やネットワークを介した送受信等を適切に行い、情報漏洩、電子申請に係る電子計算機への不正アクセス行為や電磁的記録の改ざん等を防ぐため、厳格なセキュリティ対策を講じ、その処置について別に定める。

（秘密保持）

第62条の2 役員及び職員並びにこれらの者であった者は、確認検査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（図書が円滑に引渡しされるための措置）

第63条 CIASは、確認検査の業務の全部を廃止しようとするときは、法第77条の34第1項の規定に基づく届出の前に、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 指定機関省令第31条第1項の規定により引き継ぐべきすべての書類の存否を確認すること。

(2) 特定行政庁ごとに、前号に規定する書類を分類し、保存すること。

(3) 第1号に規定する書類の特定行政庁ごとの一覧表を作成し、当該特定行政庁に提出すること。

(4) 第1号に規定する書類の特定行政庁別の件数及び存否状況並びに第2号の分類及び保存が完了したことを国土交通大臣等に報告すること。なお、紛失があった場合は国土交通大

臣等の指示に従い、書類の回復に代わる措置（建築主からの副本の借り受け及び複写等）を講じること。

2 前項に定めるもののほか、CIASは、指定機関省令第31条第1項の規定に基づく書類の引継ぎを行うこととなった場合に、円滑に引渡しを行うことができるよう、あらかじめ必要な措置を講じる。

（附 則）

この規程は、平成14年 7月11日から施行する。（制定）

この規程は、平成15年 1月16日から施行する。（改定）

この規程は、平成16年 3月13日から施行する。（改定）

この規程は、平成17年 1月11日から施行する。（改定）

この規程は、平成17年 3月15日から施行する。（改定）

この規程は、平成17年 5月10日から施行する。（改定）

この規程は、平成17年10月21日から施行する。（改定）

この規程は、平成20年 6月20日から施行する。（改定）

この規程は、平成20年 8月14日から施行する。（改定）

この規程は、平成21年 1月 1日から施行する。（改定）

この規程は、平成22年 6月 1日から施行する。（改定）

この規程は、平成23年10月17日から施行する。（改定）

この規程は、平成24年11月22日から施行する。（改定）

この規程は、平成27年 6月 1日から施行する。（改定）

この規程は、平成27年 9月24日から施行する。（改定）

この規程は、平成27年10月30日から施行する。（改定）

この規程は、平成29年10月30日から施行する。（改定）

この規程は、令和元年 6月 1日から施行する。（改定）

この規程は、令和元年10月15日から施行する。（改定）

この規程は、令和 2年 8月 1日から施行する。（改定）

この規程は、令和 2年12月 1日から施行する。（改定）

この規程は、令和 5年 1月10日から施行する。（改定）

この規程は、令和 6年 3月18日から施行する。（改定）

この規程は、令和 7年 1月 6日から施行する。（改定）

この規程は、令和 8年10月 1日から施行する。（改定）